

○御殿場市地下水の採取等に関する指導要綱

令和4年3月31日

告示第156号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源の保全を図り、もって地下水の適正かつ持続的な利用を確保するため地下水の採取に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 揚水設備 動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第3条第1項の可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。以下同じ。）を採取するための設備であって、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が、14平方センチメートルを超えるものをいう。
- (2) 既設揚水設備 揚水設備のうちこの要綱の施行日前に既に設置しているものをいう。
- (3) 代替揚水設備 既設揚水設備を廃止して、当該既設揚水設備に替えて設置する揚水設備をいう。
- (4) 地下水利用者 地下水を次のアからカまでに掲げるいずれかの用に利用している者をいう。
- ア 建物用（建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行令（昭和37年政令第335号）第1条各号に定める設備に必要な水を供給するもの（才に該当するもの除く。）をいう。）
- イ 日常生活用（水道法（昭和32年法律第177号）第3条に規定する水道事業、簡易水道事業及び水道用水供給事業の用途並びに共同住宅、寄宿舎及びその他これらに類する用途に供する建築物における自家用の水道であって居住に必要な水を供給するものをいう。）
- ウ 農業用（農業生産に必要な水を供給するものをいう。）
- エ 養魚用（内水面漁業（内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第3条第1項に規定するものをいう。）に必要な水を供給するものをいう。）
- オ 工業用（製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に必要な水を供給するものをいう。）

カ その他用（アからオまでに掲げるもの以外のものをいう。）

(5) 地下水採取者 地下水利用者のうち、揚水設備により地下水を採取する者をいう。

(6) 井戸等 地下水を採取するために設けられた井戸又は湧水をいう。

(地下水採取者の責務)

第3条 地下水採取者は、次の各号に掲げる事項及び当該揚水設備に係る地下水の採取の基準（以下「取水基準」という。）を遵守しなければならない。

(1) 地下水の利用に関し、他の地下水利用者に対する地下水採取に伴う障害の防止及び地下水の保全に配慮すること。

(2) 設置する揚水設備につき、地下水の採取量を計測するための計器（以下「水量測定器」という。）を設置すること。

(3) 地下水採取量を計測し、その結果を市長に報告すること。

(4) 扬水設備の設置に関する書類及び前号の採取量等に関する記録を保存すること。

(5) 扬水設備及び水量測定器は、定期的に保守点検し、正常な状態の維持に努めること。

2 地下水採取者は、地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源の保全のため、水利用の合理化及び地下水に替わる他の水源への転換に努めなければならない。

(取水基準)

第4条 1 事業所当たりの取水基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 新たに設置する揚水設備に係る取水基準

ア 扬水設備の揚水機の吐出口の断面積は、52平方センチメートル以下とする。

イ 扬水設備により採取する地下水の量は、1分当たり0.7立方メートル以下、かつ1日当たり1,000立方メートル以下とする。

ウ 扬水設備のストレーナーの位置は、地表面下50メートル以深とする。

(2) 代替揚水設備に係る取水基準

ア 代替揚水設備の規模及び能力並びに代替揚水設備の1日当たりの採取する地下水の量は、廃止する既設揚水設備（当該揚水設備が2以上あるときはその合計）の規模及び能力並びに廃止する既設揚水設備の1日当たりの地下水採取量以下とする。

イ 代替揚水設備のストレーナーの位置は、地表面下50メートル以深とする。

2 扬水設備を設置しようとする位置から300メートル未満に井戸等があるときは、その井戸等との距離を300メートル以上離すものとする。ただし、揚水設備を設置しようとする位置から300メートル未満に有する井戸等の地下水利用者との間で当該揚水設備の設置及び使用等に關しあらかじめ協議を調えているときは、この限りでない。

(取水基準の特例)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当すると市長が認めた

ときは、1事業所当たりの地下水の採取量を1日当たり2,000立方メートル以下とすることができる。

- (1) 揚水設備を新たに設置しようとする土地において、需要に対する地下水賦存量が十分なとき。
- (2) 必要とする水の供給に関し、新たに設置しようとする揚水設備以外による受給又は給水が著しく困難なとき。
- (3) 地下水の採取に関し、揚水設備を設置しようとする位置から300メートル未満に有する井戸等の地下水利用者との間で当該揚水設備の設置及び使用等に関し、あらかじめ協議を調えているとき。
- (4) 新たに工業適地に進出する企業であって、当該事業の用に供する一画の土地の面積が40,000平方メートルを超えるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条及び前項の規定を適用しない。

- (1) 国、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区が揚水設備を設置するとき。
- (2) 防火用水、災害時における給水等の公共の用に供するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、安定した事業を継続し、地下水の適正かつ持続的な利用が確保されていると市長が特に認めたとき。

(水量測定器)

第6条 第3条第1項第2号の水量測定器は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 接線流羽根車式水道メーター
- (2) 軸流羽根車式水道メーター
- (3) 円板型水道メーター
- (4) ロータリーピストン型水道メーター
- (5) ピストン型水道メーター
- (6) ベンチュリー管分流式水道メーター
- (7) ローター型水道メーター
- (8) 複合型水道メーター
- (9) 副管付水道メーター
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が水量測定器と認めるもの

(揚水設備の設置の届出)

第7条 揚水設備（代替揚水設備を含む、以下同じ。）を設置しようとする者は、工事に着手する日の30日前までに御殿場市揚水設備設置届出書（様式第1号）に次の各号に

掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 揚水設備仕様書（様式第2号）
- (2) 揚水設備計画書（様式第3号）
- (3) 案内図
- (4) 揚水設備、水量測定器の配置図及び配管図
- (5) 揚水設備の種類、構造等が分かる書類
- (6) 水量測定器の種類、構造等が分かる書類
- (7) 当該揚水設備の設置工事に係る工程表
- (8) 第4条第2項ただし書又は第5条第1項第3号による協議が調っていることを証する書面の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(地下水採取者の変更の届出)

第8条 前条の届出をした者は、地下水採取者又は管理責任者に変更があったときは、変更の事由が生じた日から30日以内に御殿場市揚水設備等変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（揚水設備設置の変更の届出）

第9条 第7条の届出をした者は、揚水設備を変更しようとするときは、あらかじめ御殿場市揚水設備等変更届出書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 揚水設備変更仕様書（様式第2号）
- (2) 揚水設備変更計画書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更の届出を省略することができる。

- (1) 揚水設備により採取する地下水の量を減少しようとする場合（採取する地下水の用途又はストレーナーの位置、揚水機の吐出口の断面積若しくは揚水機の出力の変更を伴う場合を除く。）
- (2) 同一敷地内において揚水設備の位置を移動しようとする場合（移動後の当該揚水設備から300メートル未満に井戸等がある場合又は移動しようとする距離が100メートルを超える場合を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長があらかじめ軽微な変更と認めた場合
(工事完了の届出)

第10条 第7条又は前条第1項の規定により届出をした者は、当該届出に係る揚水設備

の工事が完了したときは、その完了の日から 30 日以内に御殿場市揚水設備工事完了届出書（様式第 5 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 揚水設備仕様書（様式第 2 号）（前条第 2 項による変更があった場合）
- (2) 揚水設備計画書（様式第 3 号）（前条第 2 項による変更があった場合）
- (3) 揚水設備、水量測定器の配置図及び配管図（前条第 2 項による変更があった場合）
- (4) 揚水設備の種類、構造等が分かる書類（前条第 2 項による変更があった場合）
- (5) 地質柱状図
- (6) 電気検層図
- (7) 揚水試験表
- (8) 水質試験表
- (9) 工事写真
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（廃止の届出等）

第 11 条 第 7 条の規定により届出をした者は、当該届出に係る揚水設備について次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 揚水設備の設置を中止したとき又は取り止めたとき。
- (2) 揚水設備の動力を取り除いたとき。
- (3) 揚水機の吐出口の断面積を 14 平方センチメートル以下としたとき。
- (4) 揚水設備による地下水の採取を 1 年以上休止するとき又は再開するとき。

2 前項の届出は、御殿場市揚水設備廃止（休止・再開）届出書（様式第 6 号）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 工事写真
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（地位の承継）

第 12 条 第 7 条の規定による届出をした者から当該届出に係る揚水設備を譲り受けた者は、当該揚水設備に係る届出をした者の地位を承継する。

2 第 7 条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該届出に係る揚水設備を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水設備を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により揚水設備に係る届出をした者の地位を承継した者は、速やかに御殿場市揚水設備地位承継届出書（様式第 7 号）により市長に届け出なければならない。

(届出受理書の交付)

第13条 市長は、第7条及び第9条第1項の規定による届出を受理したときは、御殿場市揚水設備設置届出受理書（様式第8号）を当該届出をした者に交付するものとする。

(採取状況等の報告)

第14条 地下水採取者は、揚水設備につき採取した地下水量を月ごとに集計し、翌年1月末までに御殿場市地下水採取状況等報告書（様式第9号）により市長に報告しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

第3条 この告示の施行の際現に揚水設備を設置している者で、市長が別に定めたものにより届出をしたものは、当該揚水設備について第7条の規定による届出をしたものとみなす。

2 現に揚水設備により地下水を採取している者は、当分の間、第4条の規定は、適用しない。

(御殿場市土地利用事業指導要綱の一部改正)

第4条 御殿場市土地利用事業指導要綱（昭和63年御殿場市告示第73号）の一部を次のように改正する。

別表中「御殿場市地下水の採取に関する要領（昭和59年制定）」を「御殿場市地下水の採取等に関する指導要綱（令和4年御殿場市告示第156号）」に改める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。